**令和６年４月１日より義務化される運営基準等について**

令和３年度基準改正に伴う下記取組の義務化について、努力義務とされた３年間の経過措置

主な改正内容

期間は、令和６年３月３１日までです。令和６年４月１日より義務化となりますので、基準遵

守のため必要な措置を講じてください。

【令和６年４月１日より対応必須事項】

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 高齢者虐待防止の推進 |
| ２ | 業務継続計画の策定等 |
| ３ | 感染症の予防及びまん延の防止 |
| ４ | 認知症介護に係る基礎的研修の受講 |

１．高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、下記の措置を講じる必要があります。

【必要な措置】

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | **虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催**  ＜詳細は後述「参考」＞ |
| 2 | **虐待の防止のための指針の整備**  ＜指針に記載すべき項目＞  ア施設における虐待の防止に関する基本的考え方  イ虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ成年後見制度の利用支援に関する事項  キ虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケその他虐待の防止の推進のために必要な事項 |
| 3 | **虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置**  ＝虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |
| 4 | **虐待防止のための従業者に対する研修**  ＜ポイント＞  　・指針に基づいた研修プログラムを事業所にて作成  　　※半田市主催の虐待防止研修へ代表者が参加→職員へ伝達研修　もできます。  　・定期的な研修の実施  研修の頻度：年２回（特定施設・グループホーム）  年１回（その他事業所）  　・新規採用時には必ず実施 |
| 5 | **運営規程への記載**  ＜運営規程に記載すべき項目＞  ア虐待の防止に係る，組織内の体制（責任者の選定，従業者への研修方法や研修計画等）  イ虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等  【記載例】  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第〇〇条  事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。  （１）責任者の選定（責任者：□□□□）  （２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年〇回）  （３）虐待等に対する相談窓口の設置  （４）虐待防止のための指針の整備  （５）その他虐待防止のために必要な措置  ２ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 |

〔参考：虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催〕

＜委員会設置に際する基本方針＞

・虐待等の発生の防止に加え、再発防止策を検討

・虐待等の事案については、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要

・相互に関係がある他の会議体と一体的な設置・運営も可

＜具体的検討事項＞

ア.虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

イ.虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ.職員研修の内容に関すること

エ.職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ.職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ.虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ.前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

２．業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

【必要な措置】

|  |  |
| --- | --- |
| １ | **業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し**  計画に必要な項目等、作成については下記ページをご参照ください。  ※ひな形も掲載されています！  厚労省ＨＰ　介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援[**https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00002.html**](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html) |
| ２ | **職員に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施**  ＜ポイント＞  ・業務継続計画の具体的内容を職員間で共有  ・定期的な研修・訓練の実施  研修・訓練の頻度：年２回（特定施設・グループホーム）  年１回（その他事業所）  ・新規採用時には別に研修を実施 |

３．感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要があります

【必要な措置】

|  |  |
| --- | --- |
| １ | **感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催**  ＜ポイント＞  ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする  ・感染対策担当者決定  ・定期的な開催（６か月に１回） |
| 2 | **感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備**  計画に必要な項目等、作成については下記ページをご参照ください。  ※ひな形も掲載されています！  厚労省ＨＰ　介護現場における感染対策の手引き（Ｐ132～）  [**https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf**](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf) |
| 3 | **職員に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施**  ・指針に基づいた研修プログラムを事業所にて作成  ・定期的な研修・訓練の実施  研修・訓練の頻度：年２回（特定施設・グループホーム）  年１回（その他事業所）  ・新規採用時には別に研修を実施  ※研修内容については、上記「介護現場における感染対策の手引き」（P40～）をご参考にしてください。 |

４．認知症介護に係る基礎的研修の受講

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係の資格を有さない者**について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、**採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要**があります。

【義務付けの対象とならない資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、

生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・

二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精

神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

研修の受講に関する事項は下記ページをご参照ください。

愛知県ＨＰ　愛知県認知症介護研修について

**https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/0000082062.html**